

請願令違反予審終結決定書

皇居発煙筒事件判決文

三十三八 評議人

豫審終結決定
群馬縣佐野郡和村大字中ノ古池地
任居 合縣各郡各村各字 古池地
由農

大島 英三郎
明治三十八年九月十四日生
右者三對ニシテ請願金及被殺事件ニ
付豫審中ニシテ終結決定スルコトナリ
主 文
申付東多他方裁判所ノ合判ニ付ス

理 由
被告人大島英三郎ハ大正十一年十月二十日午前
五時頃所ニ於テ高橋義一氏ヲ殺害シテ其後
ラシ其利ノ執行ヲ終リ更ニ大正十五年六月
二十日頃所ニ於テ高橋義一氏ノ遺孀高橋氏
ノ罪ニ依リ懲役一年ヲ受ケシ後復中ノ刑ニ
年七月七日勅令第十二號刑令ニ依リ懲役
九年ヲ受ケ更ニ其利ノ執行ヲ終リ更ニ大正
十三年所ニ於テ刑罰執行ニ基固テ其後並不
過地位留置カレタル自己ノ環境對シテ人

典ニ際シ凡テ其利者ニ對スル恩赦及無産
者救済ノ保護等ヲ行ハル旨ノ請願書ヲ豫
大書ヲ認メテ封緘シ其期至三十一日正午迄
勸告風ニ受テ收メ上該大書ヲ豫ヘテ自ラ
テ出テ埼玉縣本庄驛ヨリ上野行刑車ニ乗
車シテ上京ニ出向夜ハ浅草高田馬場ニ至
地木賃宿屋ニ寄テ宿シ豫馬場方ニ渡リ但シ
其期至十月一日朝日比佐合判所ニ到リ日本新聞
報知ニ依リ 天皇陛下下ニ今日午前十時迄
城御門前ニテ前記三裁判所ニ行幸アラハレ今日

午前十一時四分御退出シテ中區城ニ還幸アラレ
ラル、御豫定ニテ知ラツ 陛下下行幸ノ御注
道ニテ前記文書ヲ豫呈シ直願セトシ今日
午前十時頃日比谷公園外ノ西北端ニ近キ處迄
ニ豫呈セテ拜觀者中ニアリテ機ヲ伺ヒ居リ
タル自ラ自ラ位置直後方ニテ其目ヲ其目的
ヲ果サス仍テ更ニ 陛下還幸ノ御注道ニテ
直願セトシ其三分程前ヨリ前同一場所ニ
堵列セリ豫觀者前線ニテ機ヲ窺ヒ居
リ而シテ今日午前十一時三分頃御降還上園

平不滿ノ念禁示シ難ク聽ク現代社會晚
ニ至リ社會問題ノ研究ヲ耽リタル者遂ニ憲
府主義ヲ解シ之ヲ主義宣傳ニ從事シ居リ
タル力官憲ヲ毀壞最嚴重ニシテ其運動
者ハ其ノ事竟果シ及勤勤的政府ノ不當ナ
濁厭シ固ルニト爲シ憤慨ノ念抑エ難カ
折柄昭和三年九月二日新聞紙ニ依リ
來ル十月一日豫審法實施施行ニ當リ
天皇陛下下ニ於カセラレタ大審院東京控

訴院及東京地方裁判所ニ行幸アラハレ趣
知リ其際其ノ御運動者ヲ社會問題ニ関
ニ直願ニ奉リ以テ自己ノ所信ヲ大聽スル共
世人衝動ヲ興ヘテ世世時ニ効果ヲ収メ其自
己實名勸諭定ヨリ充サスル決意ニ於九月
二日及更相至三十九日二箇日三時府書自見
於ペンヲ以テ原稿用紙ニ夜ニ憲政自出スル反
動的環境内閣ノ倒壞自由ニ束縛スル治安維
持法其他一切惡法令ヲ廢止司法權豫審
權侵害對シテ國家賠償死刑ヲ廢止個人

簿力斜計方ナル東京府立第一中學校前
萬ニシテ豫審中ニシテ豫審中ニシテ
地直訴トナシテ豫審中ニシテ豫審中
向リテニテ豫審中ニシテ豫審中
察官ニテ豫審中ニシテ豫審中
叙上ノ事豫審中ニシテ豫審中
疑十分ニテ豫審中ニシテ豫審中
二款而シテ豫審中ニシテ豫審中
シテ豫審中ニシテ豫審中
十條三則ニテ豫審中ニシテ豫審中

昭和三年十月十八日
東京地方裁判所
豫審判事兩角誠英

昭和三年七月二十日
東京地方裁判所
豫審判事兩角誠英

判決

昭和四四年九月一日 宣告
裁判所書記官 押田和男

昭和四四年刑(ホ)第三六六号

判決

本籍ならびに住居

群馬県伊勢崎市中町三八五番地の二

農業

大 島 英 三 郎

明治三八年五月二四日生

右の者に対する建造物侵入、火薬類取締法違反被告事件につき、当裁判所は、検察官安西温、弁護人森長英三郎出席のうえ審理を遂げ、つぎのとおり判決する。

主 文

被告人を懲役四月に処する。

未決勾留日数中六〇日を右の刑に算入する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

(罪となる事実)

被告人は、無政府主義者(アナキスト)の一人であるが、Kと共謀の上、国民が住宅難に悩んでいるとき、豪華な新宮殿の造営に対し、批判、抗議の意思を強く行動をもって表明するため、皇居の一般参賀の会場に黄色および白色の発煙筒二本(昭和四四年押第三三九号の一)を携帯して立ち入り、同所においてこれを燃焼発煙させるとともに、その際「大衆に訴う——日本の進路——」と題するビラ(同号の二)を撒布しようとして企てた。

第一、被告人および右Kの両名は、一般参賀の日である昭和四四年一月二日の午後零時ころ、前記不法な目的をもってあらかじめ配分したビラを所持し、Kが右発煙筒二本を携帯し、東京都千代田区千代田一番皇居正門から中庭を経て、右参賀会場である新宮殿の一部の皇居長和殿東庭内に立ち入り、故なく宮内庁管理部長西原英次の看守する邸宅に侵入した。

第二、被告人および右Kの両名は、同日午後零時二〇分ころ、一般参賀者多数の参集していた右参賀会場において、法定の除外事由がないにもかかわらず、Kにおいて、東京都知事の許可を受けないで、硝酸塩、塩素酸塩を用いて作られた火工品である黄色発煙筒一本(同号の一)に点

火し、これを燃焼発煙させた。

(証拠の標目)

一、証人秋山進の当公判廷における供述

一、証人渡辺了に対する当公判廷における供述

一、中平忠臣の検察官に対する供述調書謄本

一、秋元憲治、並木昭二の各司法警察員に対する供述調書謄本

謄本

一、当裁判所の検証調書

一、司法警察員作成の各実況見分調書謄本

一、宮内庁長官官房総務課長、同秘書課長作成の各回答書

一、司法巡査作成の遺留品発見捜査報告書

一、警視庁科学検査所長作成の各鑑定結果回答書謄本

一、通産省化学工業局保安課長作成の捜査関係事項回答書

謄本

一、Kの司法警察員および検察官に対する各供述調書謄本

一、押収してある発煙筒二本(昭和四四年押第三三九号の

一)およびビラ一〇〇枚(同号の二)

一、被告人の当公判廷における供述

(本件の争点に対する判断)

第一、建造物侵入罪について。

一、被告人の本件立ち入り部分が、刑法一三〇条にいう

「人の看守する邸宅」にあたるか。

被告人および弁護人は、建造物侵入罪の成立を否定し弁護人はまず、「検証の結果明らかのように、長さ一六四メートルに及ぶ皇居長和殿前面の東庭は、広大な面積を有し、いわゆる庭園ではない。それは石を敷きつめた広場であり、始めから集会場として、参賀のためにつくられたもので、天皇一家の私生活と関係なく、天皇一家の邸宅とはいえない。」旨主張する。

ところで、住居の用に供する目的で作られた建造物と牆壁など通常の歩行によって越えることのできない設備で囲繞されたその付属地帯(囲繞地)は法の規定する「邸宅」といふべきである。

証人秋山進の当公判廷における供述、当裁判所の検証調書、宮内庁長官官房総務課長、同秘書課長作成の各回答書によれば、皇居全城(右秘書課長回答書添付の皇居総図に朱線で示された区域)は、国有財産法に基づき総理府が所管する行政財産であって、内閣総理大臣の委任を受け、宮内庁管理部長がその管理にあたっており、形態的には濠・土手・堀などによって外部と区画され、管理方法としては、それぞれの門には守門として皇居護衛官がその出入・通行を規制し、みだりに人が立ち入ることを防止する物的・人的設備がなされていること、新たに造営された新宮殿の一部である長和殿前面の東庭と呼

ばれる区域とそれへの通路は、主として警備の観点から特別区域に準ずる準特別区域として人および車の出入りの規制される区域であり、右東庭といわれる場所は、全体に石が敷き詰められ、中門、土塁などで囲まれ、住居の用に供される目的で作られた建造物である長和殿に付属する地帯（囲繞地）であることが認められる。

したがって、皇居全域が刑法一三〇条にいう「人の看守する邸宅」であるが、被告人の本件立ち入り部分が右邸宅にあたることは明らかである。

これに反する弁護人の右主張は採用しない。

二、被告人の立ち入り行為が、刑法一三〇条前段にいう「故なく侵入した」ことにあたるか。

被告人および弁護人は、「参賀の日である一月二日には、参賀会場である皇居長和殿東庭およびそれへの通路は、午前九時から午後五時三〇分までの間、ひろく一般国民に解放され、誰でも入ることができ、その際氏名を告げることも、記帳することも必要はなかった。したがって、被告人が同所に入ったことは、誰でも自由に出入りさせているデパートにすり・万引の目的で入っても建造物侵入とはならないと同様に、刑法一三〇条前段にいう侵入にはあたらない。」旨主張する。ところで、住居侵入罪は、住居権者の意思に反して

違法にその住居に侵入することによって成立し、もし住居権者、看守者の承諾（現実的承諾のみならず、推定的承諾を含む）があれば、同罪の構成要件該当性を阻却し、その犯罪は成立しない。

証人秋山進の当公判廷における供述および宮内庁長官官房総務課長、同秘書課長作成の各回答書によると、一般参賀は国民が皇室に対し新年の祝詞を述べる機会として昭和二三年以来宮内庁の行事として実施されてきたこと、昭和四四年一月二日の新年一般参賀については、昭和四三年一月二〇日、当局から、参賀当日は、入門時間は午前九時から午後三時三〇分までで、参賀者は皇居正門（二重橋）から参入し、宮殿東庭の参賀会場を経て、坂下門、桔梗門、大手門または乾門から退出する。記帳所は設けず、参賀者の資格に制限なく、服装も任意だが、混雑が予想されるので、旗ざお、ブラカード、大きな荷物など他の迷惑になるようなものは持込みはしないように、参入の際混雑するような場合は正門前で列をつくり、列を乱さぬようになどと注意事項を付して発表され、右要領に基いて、当日は、通常は準特別区域として一般には立入禁止となっている皇居長和殿東庭につき一般参賀の目的のため一般の人の参入が許され、右日時・方法により実施さ

れたこと、参賀者は誰でも右会場に出入りできたが、正門前で列をつくり、係員の誘導整理に従い、右順路で参入退出したこと、当日は、宮内庁当局の一般参賀の運営に協力して雑踏等による事故防止、皇居内の警備、警戒は、皇宮警察および丸の内警察署がこれを担当したこと、管理者である宮内庁当局は、参賀の目的以外の一般の人々にまで参賀会場に立ち入ることを許す趣旨でなく、もちろん一般参賀の趣旨に反し、参賀会場で違法行為を行うことを目的とする者の立ち入りは一切これを拒否する趣旨であったことが認められる。したがって、宮内庁当局が、参賀の日に参賀会場で、発煙筒を無許可で燃焼発煙させる目的でこれを携帯して同会場に立ち入ろうとする者を拒否する趣旨であったことは明らかであるといわなくてはならない。

このことは、宮内庁長官官房総務課長回答書添付の昭和四三・九・二〇付宮内庁告示第一〇号皇居東御苑公開要領によると、全面的に一般公開されている皇居の東御苑において、危険物を携行する者などの入園を禁じ、花火の打ち上げ、騒音を発する行為などを禁じていることと対比しても、容易に看取できる。

してみれば、被告人がKと共に、判示認定のように新宮殿造営批判の手段として、一般参賀の会場にお

いて、違法に無許可で発煙筒を燃焼発煙させ、同時にピラをまく目的（もともと、ピラは現場に遺留されたのみ）から、一般参賀者にまぎれて、ピラと共に発煙筒を携帯して皇居正門から同会場に立ち入る行為は、被告人らが、一般参賀者と共に一定の日時、順路に従い、係員の誘導整理に服して参賀会場に立ち入ったとしても、当日被告人らの目的、態様による立ち入りを禁ずる旨の掲示がなされていなくても、もとより管理者の承諾の範囲をこえ、その意思に反したその場所の平穩を害する違法な立ち入り行為であると解するのが相当である。

したがって、被告人らの本件立ち入り行為は、刑法一三〇条前段にいう「故なく侵入した」場合に該当するものといわなくてはならない。

被告人および弁護人は、前述のように、この点について、「本件立ち入り行為も、デパートにすり・万引の目的で立ち入っても建造物侵入罪が成立しないのと同様に考えることができ、なんら罪とならない。」旨主張する。

しかしながら、デパートの場合は、皇居の場合と異なり、常時営業時間中は誰でも出入り出来る場所として、一般的にひろく公開されているのである。そして

施設の性質上、デパート内に万引・すりを目的とする者がひそかに客にまぎれこむことはあり得ることとして受忍せざるを得ないと解するならば、必ずしもこれを一般的・包括的承諾の範囲をこえたものといえないと解する余地があり、また一般顧客に全面的に解放されている以上、住居の平穩を害する態様の立ち入りでない限り、社会的相当性の範囲内にあるという見解も考えられるのである。

ところが、被告人の本件立ち入り部分は、「人の看守する邸宅」にあたり、常時は一般の出入りを禁じられている場所である。ただ一般参賀当日は、前認定のとおり、時間を限定し、一般の人々が参賀の目的のため一定の順路によって参入、退出することが許され、係員がその誘導整理にあたるのである。したがって、一般参賀の趣旨に反し、違法目的のもとに発煙筒を携帯して立ち入ることは、管理者の一般的・包括的承諾の範囲内にあると解する余地は全くないといわなくてはならない。この意味において、皇居の場合は、一般参賀の日時に、一般参賀の趣旨のもとに、限定的に公開されていると解するのが相当なのである。

このように、すり・万引の目的のためデパート内に立ち入る行為と本件立ち入り行為とは、その場所、行

為の態様等において、事清を異にするものであって、両者の建造物侵入罪の成否は、それぞれ別個に考察しなければならない。したがって、すり・万引の目的のためにデパート内に立ち入る行為が建造物侵入罪にあたるか否かは暫らくおき、その場合が無罪だから本件立ち入り行為も無罪であると類推、即断することは許されない。その点に関する被告人および弁護人の主張は採用できない。

また、弁護人は、「管理者の参賀の目的以外の不法な目的を有するものの入門を許さないという管理者の意思は、明示的に告知されなかった。それは管理者のかくれた意思にすぎない。このかくれた意思によって、住居侵入罪の構成要件を充足するという考え方は、罪刑法定主義を否定することでもあり、危険な考え方でうてい許されない。」旨主張する。

当裁判所は、判示のように、被告人らが違法な目的をもって発煙筒を携帯して参賀会場に立ち入った行為が、刑法一三〇条前段にいう「故なく侵入した」という構成要件を充足するものと解する。そして管理者において、一般参賀の日、何人たるを問わず、本件のような目的、態様の立ち入りを許さない趣旨につき、被告人らが宮内庁当局からその旨の明示的な告知を受け

ているわけではないが、しかしこのようなことは、事柄の性質上、一般の人々にとって、明示的告知の有無にかかわらず、当然了解し得るところというべきである。したがって、被告人の本件立ち入り行為をもって

刑法一三〇条前段に該当する違法な行為であると判断することが、罪刑法定主義に反するとはとうてい解しがたく、管理者のかくれた意思による処罰として許されない危険な考え方であるという批判も失当といわなくてはならない。

この点に関する弁護人の主張も採用しがたい。

なお、上述の被告人の本件立ち入り行為が、現在の時点における日本の社会生活の中において、歴史的に形成された社会倫理的秩序のわく内に止まり、そうした秩序によっては認許容されるべき社会的相当性の範囲内の行為であるとも解しがたく、また可罰的違法性がな

第二、火薬類取締法違反罪について。

一、発煙筒二本に対する火薬類取締法違反の点について、白色発煙筒に対する分については、後述のとおり犯罪の証明がない。

弁護人は、「黄色発煙筒についても、一〇〇グラム中三三グラム以下の火薬剤の含有（玩具の発煙を主とする

ものの六・五本分）にすぎず、通常の用法で使用する限り、人に危害を与えない。火薬類取締法一条の『火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する。』との目的からみて、災害にも安全にも、関係しない、発煙筒の使用は同法二五条の適用の範囲外にある。」旨主張する。

しかしながら、証人渡辺了の当公判廷における供述、警視庁科学検査所長作成の回答書（謄本）、通産省化学工業局保安課長作成の回答書（謄本）によると、本件発煙筒はいずれも火薬類取締法二条一項三号へに該当する火工品であり、黄色発煙筒は、点火薬・伝火薬の着火燃焼を経て発煙剤にも着火燃焼し、黄色の発煙現象があったのであるから、この行為が同法二五条一項本文、五九条五号に該当することは明らかであって、これに反する弁護人の主張は採用しがたい。

二、発煙筒の無許可燃焼と可罰的違法性の有無。

被告人及び弁護人は、予備的に、「発煙筒の燃焼は、その物の性質および法益侵害が微少であるから、処罰に値しない。」旨主張する。

なるほど、無許可で火工品である発煙筒を燃焼させる行為そのものは、いわゆる形式犯であり、重大な犯罪ではない。しかし本件においては、その行為による法益侵害は直接生命身体に対するものでなかったとしても、新

年参賀のため慶祝の意を表して多数の人々が密集している参賀会場において、発煙筒が使用された場合、混乱誘発の危険性が存在し、その行為により一般参賀者、皇室一家、管理者に与えた影響を無視することはできない。したがって、火工品である本件発煙筒の無許可可燃焼は、処罰に価する可罰的違法性を有するものというべきである。

これに反する被告人および弁護人の主張は採用しがたい。

第三 本件行為と正当化事由。

一、被告人および弁護人は、「被告人の行為は正当な行為である。国民が住宅難に苦しむときに、国民の血税から一三〇億円を使って、新宮殿を造営したことは、国民に背を向ける政治であるばかりでなく、意識のおくれた国民に参賀させ天皇制を復活させようと策しているといわねばならない。国民はこれを批判する自由を有する。新宮殿東広場において、発煙筒に点火する行為は、これを批判する意思の表現または手段であって、憲法二一条の保障する表現の自由の範囲内の行為である。」旨主張する。

しかしながら、被告人の本件行為は、憲法の保障する表現の自由の範囲を明らかに逸脱したものであるべきで

ある。日本国憲法二一条一項の保障する表現の自由は民主主義の基礎であり、国家、政府ないし権力者を批判、抗議する自由を含むものと解しなくてはならない。しかし、いかなる形式・方法の表現も、絶対無制限に許されるものでなく、その行為が場所、方法、状況その他から、明白かつ現在の危険を生じ、公共の福祉に反する場合、もはやその表現方法は憲法の保障するわくをこえるものというべきである。

本件のように、一般参賀の日に多数参賀者の集っている参賀会場において、点火の地点がその後方にせよ、新宮殿造営、天皇制の批判、抗議のため、突如発煙筒を可燃焼発煙させる行為は、明らかに混乱を誘発する危険があり、その行為の場所、方法、状況に照らすと、直接暴力に訴えたものでなくとも、社会通念上許容される範囲をこえた著しく不当な手段であり、公共の福祉を害し、憲法が保障する表現の自由のわくをこえた許されないものというべきである。

二、さらに、被告人および弁護人は、本件行為は、被告人らのアナーキスト運動として、刑法三五条の正当業務行為である。」と主張する。

日本国憲法一九条は、思想および良心の自由を不可侵として保障する。人がアナーキズムを信奉することは全

く自由であり、憲法は少数者の思想、意見といえど尊重する建前を採る。したがって、アナーキスト運動も通常は憲法上保障される正当な業務行為であるというべきである。しかし、被告人の本件行為は、すでに述べたとおり、憲法の保障するわくを逸脱し、法秩序に反し、社会通念上是認される範囲をこえる以上、業務の正当な範囲をこえ、もはや刑法三五条にいう正当業務行為にあたらないものというべきである。

以上のとおり、被告人の本件行為につき、憲法的に、刑法的に正当化し得る理由はなく、これに反する被告人および弁護人の主張はいずれも採用しがたい。

(前科)

被告人は、昭和三五年七月一三日前橋地方裁判所で殺人未遂罪により懲役五年（未決拘留日数四二〇日算入）に処せられ、昭和四一年二月六日右刑の執行を受け終ったもので、右事實は前科調書の記載により明らかである。

(法令の適用)

被告人の判示所為のうち、建造物侵入の点は刑法六〇条、一三〇条前段、罰金等臨時措置法三条一項一号に、火薬類取締法違反の点は刑法六〇条、火薬類取締法五九条五号、二五一条一項本文にそれぞれあたるが、いずれも所定刑中懲役刑を選択し、右各罪は前記前科との関係で再犯であるから、刑法

五六条一項、五七条によりそれぞれ再犯の加重をし、以上は同法四五条前段の併合罪なので、同法四七条本文、一〇条により重い右建造物侵入罪の刑に同法四七条但書の制限内で法定の加重をじた刑期範囲内で被告人を懲役四月に処し、同法二一条を適用して未決拘留日数六〇日を右の刑に算入する。訴訟費用は刑事訴訟法一八条一項本文により全部被告人に負担させる。

(量刑事由)

被告人の本件行為は、さきに述べたとおり、憲法の保障する表現の自由のわくを逸脱するもので、その刑法上の責任は免れがたく、その行為によって、新年参賀のため多数参賀者の集まっている会場において、混乱、雑踏を誘発する危険性、皇室一家はもとより管理者、参賀者多数に与えた精神的影響、その社会的影響等は軽視しがたいところであるが、被告人の本件立ち入り行為自体は一般参賀の際のもので、一般に出入の許されない通常の場合とは異なり、住居侵入の行為類型として違法性の弱いものであること、発煙筒は火薬類の取扱いを受けるが、通常の用法に従えば人に危害を加える物件ではなく、本件発煙筒の無許可可燃焼もいわゆる形式犯に属すること、幸いにも警備担当者の適切な措置により大きな混乱を生ずるに至らなかったこと、本件行為による現実の法益侵害として人の生命・身体・財産に危害を生じたわけでなく、本

件においては直接的暴力行使およびその意図が被告人らになかったことなどの被告人に有利な犯情も考慮し、本件の動機被告人の年令、経歴その他諸般の情状を総合的に考察して、主文第一項掲記のとおり刑の量定をした。

(無罪部分の理由)

本件公訴事実中火薬類取締法違反の点は、被告人およびKの両名は共謀の上、判示第二の犯行の際、発煙筒二本に点火し、これを燃焼発煙させたというのである。

しかし右発煙筒二本(昭和四四年押第三三九号の一)のうち白色発煙筒については、本件全証拠によるも、その点火薬・伝火薬に点火してこれを燃焼させるに至った点につき、犯罪の証明が十分でない。もっともKの司法警察員に対する昭和四四年一月一日付および検察官に対する同月一日付各供述調書謄本によれば、被告人およびKの両名が共謀のうえ、右Kにおいて発煙筒二本に点火し、燃焼発煙させた旨の供述部分があるけれども、証人渡辺了の当公判廷における供述および昭和四四年一月二四日付警視庁科学検査所長作成の鑑定結果回答書(謄本)によれば、発煙筒二本のうち白色の分は発煙しなかったものと認められること、証人渡辺の右供述によれば、点火薬・伝火薬の燃焼自体確認できない旨の供述に照らせば、白色発煙筒に関しては右供述部分はどうい信用しがたく、白色発煙筒の点火薬・伝火薬の着火燃焼の点も、

証人渡辺の右供述内容を検討すると、燃焼に至ったか疑わしく、結局この点について、本件全証拠によるも犯罪の証明が十分でないこととなる。しかし本件火薬類取締法違反の点については、発煙筒二本につき包括して一罪として起訴されたものと認められるから、主文において特に白色発煙筒の点につき無罪の言渡をしない。

昭和四四年九月一日

東京地方裁判所刑事第一八部二係

裁判官 粕谷俊治

右は謄本である

前同日同庁

裁判所書記官 押田和男 ㊦

判決

昭和四四年一〇月八日 宣告

裁判所書記官 黒川富男

本籍 M 市

住居 M 市

工員

K

昭和一八年×月×日生

右の者に対する建造物侵入、火薬類取締法違反被告事件について、当裁判所は、検事小林康人出席のうえ審理し、次のとおり判決する。

主文

被告人を徴役三月に処する。

ただしこの裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、大島英三郎と共謀のうえ、国民一般が住宅難に悩んでいるとき豪華な新宮殿が造営されたことに対し、批判・抗議の意思を表明すべく、皇居の新年一般参賀会場に発煙筒二本を携帯してたち入り、同所においてこれを燃焼させ、その隙に乗じて文書を撒布しようと企て、

第一 昭和四四年一月二日午後零時ころ、前記不法な目的をもって、被告人Kにおいて発煙筒二本を携帯し、東京都千代田区千代田一番皇居正門から中門を経て、皇居長和殿東庭の前記参賀会場にたち入り、もって故なき宮内庁

管理部長西原英次の看守する邸宅に侵入し、

第二 同日午後零時二〇分ころ、右会場において、法定の除外事由がないにもかかわらず、被告人において、東京都知事の許可をうけないで、硝酸塩、塩素酸塩を用いて作られた火工品である黄色発煙筒一本(昭和四四年押第一二四五号の一)に点火し、これを燃焼発煙させたものである。

(証拠の標目)

第一、第二につき

一、裁判所書記官作成の被告人大島英三郎に対する第二回

公判調書謄本

一、秋元憲治、池津弘二、並木昭二の司法警察員に対する

各供述調書

一、中平忠臣の検察官に対する供述調書

一、裁判官の検証調書謄本

一、司法警察員作成の各実況見分調書

一、司法巡査作成の遺留品捜査報告書

一、警視庁科学検査所長作成の各鑑定結果回答書(第二についてのみ)

一、通商産業省化学工業局保安課長作成の捜査関係事項照会に対する回答書(第二についてのみ)

一、押収してある発煙筒二箇(昭和四四年押第一二四五の

(一) および活版印刷物一〇〇枚(同押号の2)

一、被告人の当公判廷における供述

一、被告人の検察官に対する供述調書三通

(本件争点に関する判断)

第一 検察官は、判示第二の犯行の際、白色発煙筒についても、たれに点火して燃焼発煙させた旨主張するが、前掲証拠中被告人大島英三郎に対する第二回公判調書謄本の証人渡辺了の供述記載部分によれば、白色発煙筒の点火薬、伝火薬に点火して燃焼させるに至ったか否か疑わしく、その他この点につき確信をもつにたりる証拠は存在しないが、右は判示第二の所為と一罪の関係にあるとして起訴されたものと解されるから、主文において無罪の言渡をしない。

第二、1 弁護人は、「皇居長和殿東庭は集会場として作られたもので、邸宅とはいえないし、また、右場所は本件当時一般国民に解放されていたものであるから、被告人の本件第一の所為はいわゆる侵入に該当しない。かりに不法な目的をもつ者のたち入りを許さないというのが管理者の意思であったとしても、それは明示的なものではなく、かくれた意思にすぎない。したがって、刑法第一三〇条の要件を充足するものとはいえない。」旨主張するので、この点について判断する。

前掲証拠によれば、皇居全滅およびその一部である本件場所がその形態、管理方法からすれば、人の看守する邸宅とすることは明らかであるから、この点に関する弁護人の主張は理由がない。

次に、前掲証拠によれば、管理者としては、平常立入りを規制する区域であった長和殿東庭を、新年一般参賀のため、時間を限定して一般人の参入を許したものと認められる。そうしてみると、右参賀会場において発煙筒を燃焼発煙させるべく、これを携帯して立ち入ろうとする者に対し、管理者としては、その立入りを拒絶する趣旨であったことは明白であり、他方、参賀者自身も当然この趣旨を了解することができるものといわなければならない。以上のとおりであるから、被告人の本件判示第一の所為は「故なく侵入した」ものということができ、またそれが可罰的違法性を欠くとはいえない。(すり・万引の目的のためデパート内に立ち入る行為と本件行為とは、その事情を異にし、両者を同一に論ずることはできない。)

2 弁護人は、判示第二の所為について、「発煙筒の性質および法益侵害の減少という点から考えると、処罰に値しない」旨主張するが、本件のように多数人の集まっている場所において、無許可で発煙筒を燃焼発煙

させることは、不測の混乱をひきおこす危険性が存在するものというべく、したがって法の趣旨に照らし、これが処罰に値しないとはいえない。

3 弁護人は、「被告人の本件行為は、新宮殿の造営に対する批判の意思の表現または手段であって、憲法第二一条の表現の自由の範囲内の正当な行為である。また、それはアナキスト運動として平和的なものであるから、いわゆる正当業務行為である。」旨主張するが、本件行為当時の周囲の状況等にかんがみると、前述のとおり、混乱をひきおこす危険性が存し、到底憲法の保障する表現の自由あるいは思想、良心の自由の範囲内の行為とはいえないし、また、社会通念上は認められた範囲をこえるものであって、刑法にいわゆる正当業務行為ともいうことはできない。

(法令の適用)

刑法第一三〇条前段第六〇条罰金等臨時措置法第三条第一項第一号火薬類取締法第五九条第五号第二五条第一項本文刑法第六〇条(各徴役刑選択) 刑法第四五条前段第四七条第二五条第一項。

昭和四四年一〇月八日

東京地方裁判所刑事第二二部第三係

裁判官

草

場

良

八

右は謄本である昭和四四年一〇月二九日

東京地方裁判所刑事第二二部三係

裁判所書記官

黒

川

富

男 印